

越前市工事請負契約約款 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>(不可抗力による損害)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該請求に係る損害の額（工事目的物等であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び損害を受けた工事目的物等の取片付けに要する費用の額の合計額（<u>第6項</u>において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該請求に係る損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「損害を受けた工事目的物等の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害を受けた工事目的物等の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」<u>として</u>同項の規定を適用する。</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第47条 (1)～(10) (略)</p> <p>(11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者<u>を、</u>受注者が法人である場合にはその役員<u>又はその支店若しくは</u>常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者<u>を</u>いう。以下この号</p>	<p>(略)</p> <p>(不可抗力による損害)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該請求に係る損害の額（工事目的物等であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び損害を受けた工事目的物等の取片付けに要する費用の額の合計額（<u>以下この条</u>において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。<u>ただし、災害復旧対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該請求に係る損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「損害を受けた工事目的物等の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害を受けた工事目的物等の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「<u>損害合計金を</u>」とあるのは「<u>損害合計額からすでに負担した額を差し引いた額を</u>」として同項の規定を適用する。</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第47条 (1)～(10) (略)</p> <p>(11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者<u>その他経営に実質的に</u>関与している個人又は団体を、受注者が法人である場合にはその役員、<u>その支店又は</u>常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者<u>その他経営に実質的に関与している個人又は団体</u>をいう。以</p>

において同じ。)が 暴力団員 であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。 (削る)

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与し、その他直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ・キ (略)

下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与し、その他直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ・キ (略)

越前市設計業務等委託契約約款 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>(不可抗力による損害)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該請求に係る損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であって立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。以下「損害の額」という。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち、業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該請求に係る損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項の規定を適用する。</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第44条 (1)～(9) (略)</p> <p>(10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者 _____ を、_____ 受注者が法人である場合にはその役員 <u>又はその支店若しくは</u> 常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者 _____ をいう。以下この号において同じ。）が <u>暴力団員</u> であると認められるとき。</p>	<p>(略)</p> <p>(不可抗力による損害)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該請求に係る損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であって立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。以下「損害の額」という。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち、業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害復旧対策又は災害復旧に関する業務における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該請求に係る損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計金を」とあるのは「損害合計額からすでに負担した額を差し引いた額を」として同項の規定を適用する。</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第44条 (1)～(9) (略)</p> <p>(10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者 <u>その他経営に実質的に</u> 関与している個人又は団体を、受注者が法人である場合にはその役員、<u>その支店又は</u> _____ 常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者 <u>その他経営に実質的に</u> 関与している個人又は団体をいう。以下この号において同じ。）が <u>暴力団又は暴力団員</u> であると認められ</p>

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。（削る）

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与し、その他直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ・キ （略）

るとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与し、その他直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ・キ （略）